

令和8年度農業委員会総会議事録

日時	令和8年4月20日（月）午後1時30分～午後2時16分
場所	さぬき市役所 3階 301、302会議室 開会 会長挨拶 来賓祝辞 議事録署名委員の選任 議案第1号 令和7年度事業報告について 議案第2号 令和8年度事業計画（案）について
出席委員	1 山下加代子 3 眞田幸隆 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 池田幸嗣 7 大塚ノブ子 8 林 文夫 9 藤井 修 10 檜村浩二 12 寒川孝志 13 戸田修治 14 長田禎二 15 細川和美 16 岩澤佳宣(会長職務代理者) 17 芳竹和政（会長）
欠席委員	2 吉原博美 11 十川隆行
事務局	蓮井敏彦事務局長 堀口美穂副主幹 久森健司副主幹 山本泰平主査
農林水産課	—
農地機構	猪熊正農地集積専門員 西湊健一農地集積専門員
傍聴者	なし
来賓	さぬき市副市長 中村 修

事務局

それでは、定刻がまいりましたので、総会を始めたいと思います。

総会の始まる前に、皆さん、既にご承知の方もおられると思いますが、去る4月2日、推進委員の●●●●さんが死去されました。●●さんにおかれましては●●●●●●●●の●●●●を務められ、地域の農業についても大変尽力されてくださいました。心よりお悔やみを申し上げます。

皆さんで黙禱を捧げたいと思いますので、お手数ですがご起立をお願いいたします。

1分間の黙禱を行いたいと思います。

黙禱。

お直りください。

ご着席ください。ありがとうございました。

それでは、本日の出席委員を報告致します。農業委員総数18名のうち16名の出席で、農業委員会法第27条第3項の規定により、総会の成立要件を満たしていますので、本会は有効に成立しています。

なお、本日の総会に農地利用最適化推進委員の方もご出席いただいておりますので、ご報告致します。

では、最初に、農業委員会芳竹会長にご挨拶をお願い致します。

議長（会長）

皆さん、こんにちは。令和8年度農業委員会総会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は公務ご多忙の中、さぬき市中村副市長様にご臨席を頂きまして、厚く御礼を申し上げます。

また、委員の皆様におかれましても、田植の準備など農作業でご多用の中、出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

連日報道されていますが、イラン情勢を背景にガソリン・軽油の値上がり、それに伴う物価高で肥料や農薬も値上がりしており、今後、必要な経費に見合うような価格になるかどうか、稲作の価格にどのような影響を与えるのか、この先見通しが不確実な状況となっており、農家としては戦々恐々としているところでございます。

さて、昨今の農業情勢は農業従事者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加など厳しい状況が続いております。そのような中、農地の担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化に向けて農業委員会が果たすべき役割には期待が寄せられていますので、関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、本日の総会では令和7年度事業報告の承認、令和8年度事業計画（案）についてご審議いただきます。どうか円滑な審議のご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

事務局

続きまして、本日の総会にご臨席いただいております中村副市長様より一言ご挨拶を頂きたいと思います。

副市長

皆様、改めまして、こんにちは。

ご紹介をいただきました、さぬき市の副市長の中村でございます。

本日、市長が出席すべきところですが、皆様もご承知のとおり、昨日、市長選挙公示となりまして、現在、選挙戦ということで私が代理で本日ご挨拶に出席させていただきましたことをお許し願いたいと思います。

さて、本日、令和8年度のさぬき市農業委員会の総会にあたりまして、本当に皆様方ご多忙の中、先ほど会長様のほうからもしようございましたように、本当に一番忙しい田植えの時期にこういった総会にご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃、本当に農業行政につきましては、皆様方の本当に深い知見と経験によりましてさぬき市の農政につきましてご協力を賜り、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

先ほど会長様のほうからもありましたとおり、現在の中東紛争によりまして、当初、非常に短期間で終わるだろうと思っていたこの戦争が、どうも長期化になっている様子でございます。そういった意味で本当に、物価の高騰、特に資材、また肥料等について、既に値上がりがメーカーから提示されておりまして、本当に我々の所得に大きく響くような状況でございます。

そういったことからさぬき市といたしましても何らかの形で手を打っていくことはもう当然ですけれども、これからの大きく見た場合に、この農政というのが非常に変わる大きな転換期ではないかと捉えております。

特に大きな要因になりますのが人口減少問題と、その経営を背負って立つ主体者の高齢化でございます。そういったことで、昔は十年一昔、10年後にはどうなるかといったような単位でございましたけれども、今、本当にスピード、時代の流れが本当に速くて、恐らくこの5年間で農業をはじめいろんな経済機関や、社会の仕組みが大きく変わっていくこの5年間でないかと常々、市長とも協議しているところでございます。特に、この5年間の中でもこの1年、2年が大きなターニングポイントになると捉えております。

そういった意味から、本当にこの農地というのは国力の基盤となるものでございますので、どうか皆様方のお力を頂きまして、現在、耕作放棄地が年々増加しておりますけれども、本当にこの農地を、限られたさぬき市の財産を、皆様方のお力を頂きながら、よりよい農業経営のあり方をどうするべきか、また、次の世代にどう結びつけていくのか、つなげていくのかというのを、皆様方、特にこの農業委員会の皆様方が我々にとっても大きな核でございますので、どうかこれからも皆様方の深い経験と知見を、ぜひお力をお貸しただいて、また、さぬき市のこれから違った、これからの新しい農政を展開してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げ、日頃の皆様方への感謝と、また、これからのご活躍と申しますかご協力をお願いいたしまして、総会に当たりましての、簡単ではございますが、私のほうからのご挨拶とさせていただきます。これからもよろしくお願い致します。

本日は大変にありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

なお、副市長におかれましては、公務の都合により、この後退席されます。よろしくお願い致します。

副市長

どうもありがとうございます。よろしくお願いします。

事務局

次に、総会の議長につきましては、さぬき市農業委員会総会会議規則第10条に、「会長は総会の議長となり、議事を総理する」と定められておりますので、会長のほうで進行をお願い致します。

議長（会長）

定めによりまして、会長が議長を務めるということなので、私のほうで総会を進めさせていただきます。議事の進行につきましてはご協力をどうぞよろしくお願い致します。

では、議事録署名委員の選任についてですが、規定に従い私のほうから指名致します。それでは、10番藤井委員さん、11番樫村委員さん、両委員さんによりしくお願い致します。

続いて、議事に入りたいと思います。

議案第1号「令和7年度事業報告について」、「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」を上程致します。

事務局より説明を求めます。

事務局

冊子の1ページ目をお開きください。目次の次のページになります。議案第1号「令和7年度事業報告について」を読み上げます。

1、令和7年度概況報告。

本市の令和8年3月31日現在における住民基本台帳人口は43,200人で、前年の43,962人から762人減少しました。高齢化率は上昇しており、65歳以上の割合は39.8%（前年が39.2%）、75歳以上の割合は24.4%（前年が23.5%）となっています。一方で、0歳児は140人（前年が122人）と増加しているものの、全体として少子高齢化が急速に進んでいます。

このような状況から本市では、地域コミュニティの衰退や遊休農地の増加が懸念されており、次世代への持続可能な農業構造を引き継ぐため、担い手の育成・確保や農地の集積・集約化を一層推進することが急務となっています。

本市農業委員会では、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、香川県農地機構の農地集積専門員と連携しながら、担い手への農地の集積・集約や耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など農地利用の最適化に向けた取組を進めてきました。全委員による農地の利用状況調査（農地パトロ

ール）を実施し、該当農地の所有者に対して、農地の適正な利用を図り、遊休農地化の発生防止のため個別指導などを進めてきました。

農地の貸借については、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年4月以降、「利用権設定事業（いわゆる相対での農地貸借）」が廃止され、「農地中間管理事業（農地機構を介した農地貸借）」に移行したことから、令和6年12月より、毎週金曜日を農地貸借の相談日とし、各種相談に対応しています。

また、令和7年6月30日に開催された香川県農業会議第10回通常総会において「第3次・かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」が決定され、農地利用最適化の推進活動が示されました。

本市では、委員による定期的な農地の見守りや農地に関する相談に加え、令和7年8月定例会において、貸借希望者の農地情報を提供し、周辺農業者等への声かけや新たな受け手の掘り起こしなど、最適化活動を実施してきました。

さらに、農地の利用集積を通じた認定農業者等の担い手の規模拡大への支援、農地各法の適正な運用、農業経営改善計画の達成に向けた経営指導、経営記帳相談会、農家個別相談、農業後継者確保支援等に取り組むとともに、農業委員会定例会を毎月1回、計12回開催し、各地区で現地調査を行った上で農地法に基づく審査を実施し、県へ意見を進達してきました。

続きまして2ページ、2番にまいります。総会及び地区代表者会の開催状況。

（1）通常（年次）総会。昨年は令和7年4月21日にここ本庁におきまして行われました。

（2）地区代表者会。5月と9月と3月に3回行っております。

続きまして、3ページをお願い致します。定例会の開催状況でございます。毎月1回、計12回、20日前後で毎月行っております。

続きまして4ページ。その他の会議の開催状況と致しまして、一覧にあるように、計26回、いろいろな会を開催しております。

続きまして5ページです。

事務局

それでは、5ページから、農地関係取扱状況についてご説明させていただきます。

まず、5ページは、（1）令和7年度農地法第3条第1項の規定による許可申請集計表となります。

次の6ページに、太枠で総合計を掲載しておりまして、合計147筆、12万5,623.58㎡の実績となっております。これは下にある前年度の実績と比較し、13,339.62㎡の増となっております。

また、令和7年度農地法第3条の3第1項の規定による届出書、これは農地を相続した際に出していただく届出書になりますが、この件数が31件となっております。

次に7ページ、（2）令和7年度農地法第4条の転用件数及び面積集計表に

なります。太枠に総合計を記載しておりまして、合計13件、3,076.07㎡となっております。これは下に記載のある前年度の実績と比較し、3,583.50㎡の減となります。

次に8ページ、(3)令和7年度農地法第5条転用件数及び面積集計表になります。太枠に総合計を記載しておりまして、合計35件、39,957㎡となっております。これは前年度の実績から1,377.45㎡の減となります。

続きまして、令和7年度非農地証明願の集計表に移ります。9ページになります。太枠に記載のある合計の件数が41件、面積が46,330㎡で、前年度と比べて15,098.83㎡の減となっております。

10ページをご覧ください。(5)各種証明関係集計表となります。1番、耕作証明。営農証明も含みます。これは合計58件です。2番、農地法第4条、5条に伴う許可証の再交付願、これは1件でした。3番、農地法第4条、5条許可後の工事完了証明願、また、工事完了届、これは合計46件でした。4番、農地法第4条、5条許可後の工事進捗状況報告は1件でした。5番、農地法第3条、4条、5条の許可取下げ・取消し・不許可件数はいずれも0件でした。6番、土地改良事業参加申出願、これは合計9件でした。7番、納税猶予証明願、これは合計2件でした。

次に11ページ、12ページをご覧ください。令和7年度農業振興地域整備計画変更(個別除外等)の審議集計表です。12ページに、太枠で総合計を記載しておりまして、申出件数は23件、筆数29筆、合計は12,512.37㎡です。昨年と比べて4,974.97㎡の減となっております。

事務局

次に、13ページをご覧ください。農地利用状況調査実施結果です。合計で、区分1の耕作放棄地は筆数1,292筆、面積84万5,139㎡、区分2の耕作放棄地は筆数161筆、面積12万2,648㎡、区分3の耕作放棄地は筆数7,531筆、面積507万6,507㎡となっており、それらの合計が筆数8,984筆、面積604万4,294㎡となっております。

次に、14ページをご覧ください。農政関係取扱い状況として、令和7年度農業経営基盤強化促進法による流動化実績です。

1段目の太枠の表については権利関係の地区別使用貸借の合計で、面積は123万5,570㎡、筆数は1,069筆です。賃貸借の合計面積は14万2,490㎡、筆数は97筆です。面積の合計は137万8,060㎡、筆数は1,166筆となり、昨年と比べて43万3,775㎡の増となっております。

次に、2段目の太枠の表については、設定関係の地区別の新規設定の合計面積は31万3,761㎡、筆数304筆、再設定の合計面積は106万4,299㎡、筆数は862筆となっております。

次に、3段目の太枠の表については、地区別あっせん件数及び面積につきましては、所有権移転が7筆で、面積は5,982㎡です。これは農地機構を通じて売買を行っているもので、昨年と比べて5,126㎡の増となって

おります。

事務局

続きまして、15ページの農業者年金事務について報告致します。受給者数は、新制度43人、旧制度119人、待機者数は新制度・旧制度合わせて43人、加入者数は政策新加入・通常加入合わせて5人です。

最後に、令和7年度の農業者年金関係届出状況を報告致します。死亡関係届出は12件、その他としまして、住所変更等の届出については4件、合計16件届出がありました。

事務局

続きまして、16ページをお願いします。

(3) 女性委員会議の開催状況でございます。ご覧のように、5月、6月が2回、11月、1月で計5回開催されております。

(4) 農業委員会広報活動の実施状況と致しましては、広報誌11月号と3月号にご覧のような掲載をさせていただいております。

続きまして、(5) 農家相談会の実施状況でございますが、例年2回、11月と3月に行わせていただいております。

(6) 農業委員研修実施状況ですが、12月12日に丸亀市のアイレックスのほうで行われました。

以上です。続きまして、別紙様式1をお願いします。

事務局

別とじになっています別紙様式1の令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表の説明をさせていただきます。

別紙になっています1ページ目の農業委員会の状況は、令和7年4月1日現在の数値であります。

1の農業委員会の現在の体制は、任期満了年月日が令和8年7月19日で、農業委員の定数は18名のうち実数18名、推進委員の定数は28名のうち実数は27名です。

2の農家・農地等の概要として、総農家数は2,428、農業経営体数は1,537、基幹的農業従事者数は1,437人。経営体数（経営体）の認定農者数は94経営体であり、耕地面積は田、畑合わせて2,260haとなっています。

次に、2ページ目から4ページ目の最適化活動の実施状況の説明となります。

まず、1の最適化活動の成果目標の(1) 農地の集積についての①現状及び課題といたしまして、現状は管内の農地面積2,260ha、これまでの集積面積は709ha、集積率31.4%です。②目標集積面積は737ha、集積率34.6%に対して、③実績は757ha、集積率は33.5%で、目標に対する達成状況は103%となります。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の①現状及び課題については、1号遊休地農地面積99ha、うち緑区分81ha、黄色区分18haです。

続きまして、3ページ目の③実績、aの緑区分の遊休農地の解消は3.4

ha、目標達成率は21.3%でした。④のその他で、利用状況調査は9月から10月で行いました。1号遊休農地の面積は12.8ha、うち緑区分12.8ha、黄色区分は0haでした。

次に、(3)新規参入の促進、①現状及び課題で、新規参入者は令和4年度は1経営体、令和5年度は3経営体、令和6年度は9経営体でした。

4ページの③実績としまして、新規参入者の参入状況は0経営体でした。

次に、2の最適化活動目標の(1)推進委員等最適化活動を行う日数目標は、1人当たりの活動目標は月8日を目標としていました。

(2)活動強化月間の設定は3回の実績、そして、5ページ目の(3)新規参入相談会への参加実績はありませんでした。

最後に、推進委員等の点検・評価結果は、目標に対して期待どおり結果が得られたとなっております。

以上で説明を終わります。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。「令和7年度事業報告について」、「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」の委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

何かご意見ありますか。

全委員

「なし」との声あり。

議長（会長）

ないようですので、「令和7年度事業報告について」、「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」はご了解いただいたものと処理してよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

ありがとうございます。議案第1号「令和7年度事業報告について」、「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」はご承認いただいたものとします。

続いて、議案第2号「令和8年度事業計画（案）について」を上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局

資料の17ページをお開きください。議案第2号「令和8年度事業計画（案）について」。

1、令和8年度事業方針。

国の農政は、農地と農業者を取り巻く課題の拡大など農業構造の脆弱化が一層深刻化し、日本の食料自給率（カロリーベース）は38%で低迷しています。国際情勢の不安定化、世界規模での気候変動や人口増加などを背景に、令和6年6月に「食料・農業・農村基本法」が改正され、令和7年4月には食料安全保障の確保を基本理念とする「食料・農業・農村基本計画」が閣議

決定されました。令和8年度は「農業構造転換集中対策期間」の2年目に当たり、令和9年度の水田施策の見直しに向けた検討がなされる重要な年になります。

本県の農業・農村の状況は全国以上に深刻となっており、耕地面積の減少が進むとともに販売農家数も大幅に減少しています。令和6年時点の基幹的農業従事者は平成27年から41%減少し、平均年齢72.7歳（全国69.2歳）と高齢化が顕著であり、令和6年度末の担い手への農地利用集積率33.9%（全国61.5%）、荒廃農地率22.1%（全国5.7%）と重大な課題を抱えています。主食用米作付面積は令和7年産で前年度比約330ha増加したものの、それ以前は毎年約440haの減少が続いており、農地利用の継続に加え、農道・水路・ため池等の管理・維持への影響が憂慮されます。一方で、新規就農者は毎年約140人が確保され、法人経営体の増加や5ha以上の経営体の増加など前向きな動きもみられます。しかし、人口減少と高齢化の進行により、農地利用の継続の将来見通しは依然として厳しい状況となっています。

こうした状況を踏まえ、本県では、令和8年度から5年間の県農政の指針となる「香川県農業・農村基本計画」が新たに策定され、基本目標「かがわの農業・農村の未来を拓き、次世代へ継承」の下、多様な農業人材認定制度の創設や農業支援グループ確保・育成加速化事業など、独自の制度や支援措置が始められています。

農業委員会組織については、地域計画の策定の役割実績が評価され、今後は地域計画の実行に係る関与が期待されています。また、所有者不明農地や不存在地主への対応など、近年増加する課題への対応にも期待が高まっており、新たな役割・任務が付与される可能性もあります。

しかし、平成21年の農地法の改正以降、農業委員会の業務は大幅に増加しており、さらに昨年の令和7年6月に策定した「第3次・かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」に基づき、農地等利用の最適化業務が拡大しているにもかかわらず、農業委員会事務局体制の充実に向けた予算や人員確保が進んでいないことが課題となっています。

本年度は、当市を含む県内で5市4町の農業委員・農地利用最適化推進委員の改選年に当たることから、改選後の委員への業務支援を行い、「第3次・かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」に基づく農地等利用の最適化推進活動を強化すべく、農業委員・農地利用最適化推進委員、香川県農地機構の農地集積専門員が連携し、遊休農地の解消と農地の集積・集約に向けて取り組んでまいります。

また、香川県農業会議、県農業改良普及センターや県農地機構など関係機関と連携し、情報収集・情報交換を行いながら、地域農業者との積極的な話し合い活動を進めることが重要であるとの認識の下、農業委員会の各業務に取り組めます。農業者の利益代表機関として、耕作放棄地の発生防止、優良農地の確保、農地利用最適化などを重点項目とし、的確な業務の実施に努めてまいります。

2、事業内容。

(1) 適正な農地行政の推進と農地利用最適化に向けた取組。

農地法及び農業振興地域整備に関する法律並びに農業経営基盤強化促進法等の関係法令に基づき、公平・公正な運営を行います。また、市内全域において引き続き農地の利用状況調査を実施し、遊休農地及び遊休化のおそれのある農地については、土地所有者に対して個別指導を行い、遊休農地の発生防止に向けた取組を一層強化します。

さらに、農地行政の推進に必要な農地台帳については、全国的に公開されている公開システムを有効に活用するとともに、農地の流動化対策等を円滑に進められるよう取り組みます。

(2) 「地域計画」に係る事業参画に積極的な参加に向けた取組。

農地中間管理機構が実施している各種補助制度について、さらなる理解促進を図るとともに、地域の農業者へ積極的に情報提供を行い、農地中間管理機構や農地利用最適化推進委員と連携・協調しながら、農地の集積・集約化を推進します。

また、高齢化や遊休農地の増加が懸念され、地域農業の将来が不安視されていることから「地域計画」を活用した地域での話合いに農業委員みずから積極的に関与し、地域農業者の合意形成に向けた取組を支援します。

(3) 地域農業の担い手である認定農業者、中核的農業者の活動支援。

遊休農地や出し手農家の意向調査を引き続き実施し、農地中間管理機構事業を活用して地域農業の担い手に面的な農地集約が図れるよう積極的に推進します。また、農業経営における農業簿記等の普及を図るため、県農業改良普及センター、県農業会議、農林水産課と連携し、講習会等を開催します。

19ページをお願い致します。

(4) 女性農業者の地位向上に向けた取組。

農業経営の発展のためには、女性が意欲と能力を十分に発揮し、いきいきと働きながら積極的に農業経営へ参画することが重要であることから、女性農業者のネットワーク構築や家族経営協定の締結の推進に向けて、関係機関と連携し、女性農業者がよりよきパートナーとして活躍できる環境整備を図るものとします。

(5) 農業者の老後の福祉向上のための農業者年金の加入促進。

農業者の老後生活の安定、円滑な経営継承及び担い手確保のための重要施策である農業者年金について、その加入促進を図ります。

(6) 農地利用最適化における施策の改善意見。

農業委員みずからが、地域や農業者の現場において農家相談活動を行うとともに、地域集落での話合いに積極的に参加し、意見を聴取します。これにより、農地利用最適化における問題・課題、さらに農政に対する意見・要望等を集約し、今後の農地等利用の最適化の推進が効率的かつ効果的に実施できるよう、国及び県・市長部局に対し施策の改善意見書の提出を行うものとします。

(7) 会議の開催。

委員会の円滑な運営、業務を遂行するため、次の諸会議を開催します。

①総会。臨時会、必要に応じて開催する。定例会、12回、月1回開催を原則とする。

②意見交換会。各地区において、農業者等と農業委員による意見交換会を開催する。

③農家相談会。農業委員による、農業・農地に関する相談会を農閑期に開催する。年2回、11月と3月。

④農業委員による会議。農業委員会等に関する法律第6条第1項及び同条第2項、第3項に掲げる事務の事前調査及び審査を行うため、定例会に先立ち各地区の農業委員により実施する。

次の20ページをお願いします。

(8) 農業委員会の適正な事務実施の推進。

農業委員会全体会議事録を市のホームページで公表します。

令和8年度の農業委員会の活動計画案の策定、令和7年度の実績結果の公表を行い、意見を募集します。

(9) 農業情報事業の推進。

農家の身近な情報としての全国脳医業新聞の加入推進を継続して行います。令和8年度は委員の改選年であることから、農業委員及び農地利用最適化推進委員の全国農業新聞の皆加入を目標とします。

(10) 調査・研究及び研修。

県主催の農業委員研修に参加し見聞を広めるとともに、県内で先進的な取組を行っている農業委員会に赴き、その活動状況について調査・研究し、課題解決の方法や方向性についての検討を進めることとします。

また、市における現状における課題解決に向けた研修会を開催し、課題解決に前向きに取り組むこととします。

事務局

続きまして、再びまた別とじになっています別紙様式2、令和8年度最適化活動の目標設定等の説明を行わせていただきます。

6ページをご覧ください。6ページの農業委員会の状況は令和8年4月1日現在の数値となっています。

1、農業委員会の現在の体制として、任期満了年月日が令和8年7月19日で、農業委員18名、実数18名、推進委員、定数28名、実数27名です。

2の、農家・農地等の概要として、総農家数2,428、農業経営体数1,537、基幹的農業従事者数1,437人、経営体数(経営体)の認定農業者は93経営体、耕地面積は田、畑合わせて2,240haとなっております。

次に、7ページ、8ページの最適化活動の目標の説明となります。

まず、7ページは、1、最適化活動の成果目標の(1)の農地の集積についての①現状及び課題については、管内の農地面積2,240ha、これまでの集積面積757ha、集積率は33.8%です。

②の目標については、今年度の新規集積面積を10ha、今年度末の集積面

積を767ha、集積率34.2%を目標としております。

(2)の遊休農地の解消の①現状及び課題については、1号遊休農地面積が97ha、うち緑区分が85ha、黄区分が12haです。

②の目標a、緑区分の遊休農地の解消を17haとしています。b、黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針は、農業委員、推進委員、農地機構と連携し、遊休農地の解消、貸借へつなげることです。

8ページ目になりますが、8ページ目の(3)新規参入の促進の課題は、農業の産業としての位置づけが不安定である(農地の取得に対する制度上の制約。技術取得までの長さが必要で、一定の所得を得るために期間がかかる)ことです。

次に、2の、最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、1人当たり活動日数を月8日の目標としております。(2)活動強化月間の設定目標は3回、(3)新規参入相談会への参加目標は0回としております。

以上で説明を終わります。

議長(会長) 事務局の説明が終わりました。「令和8年度事業計画(案)について」、委員の皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

全委員 「なし」との声あり。

議長(会長) 意見はないようですので、議案第2号「令和8年度事業計画(案)について」は原案承認ということで処理してよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長(会長) ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号「令和8年度事業計画(案)について」は原案承認と致します。(案)という字を消してください。

本日の上程議案については終了致しましたが、ほかに委員さん、事務局からの発言がありましたら、発言を認めます。

事務局 失礼します。

先日、香川県農業会議の近藤局長と話す機会がありまして、農業委員さんの面接が終わった後にお話させていただいたんですけども、先ほどの最適化活動日数が1ヵ月当たり8日というのがかなり委員さんにとっては負担になっていると。

ただ、面接の際、農業委員の皆さんの話をお聞きしていたら、本当に真面目な方が多くて、実際、農家の方とお話をした分だけしか活動報告書に書かないという方が多い。

県農業会議の方からの意見ですが、農業委員さんとか推進委員さんの活動

が目に見える形で、活動報告書に書いてほしい。農家の方と話をした分だけしか書かないというのではなく、日頃から自分の農地の周辺の農地も見回っていると思いますので、それを是非、活動報告書に書いていただきたいという事ですので、この場をお借りして、お願いしたいと思います。

議長（会長） ほかにございませんか。今の局長の意見についてでも結構ですから、何かご意見がありましたら発言をお願いします。

全委員 「なし」との声あり。

議長（会長） それでは、発言はありませんので、令和8年度農業委員会総会を閉会致します。

長らくのご審議ありがとうございました。

（ 2時16分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・令和7年度事業報告について

令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名

・令和8年度事業計画（案）について

賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 10番

署名委員 11番